

監 査 報 告 書

令和元年 5 月 16 日

学校法人 永 守 学 園
理事長 永 守 重 信 様

学校法人 永 守 学 園

監 事 河井 昭夫 ㊟

監 事 松永 幸廣 ㊟

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項第 3 号並びに学校法人京都学園寄附行為第 17 条第 3 号及び学園監事監査等職務規則第 10 条の規定に基づいて、学校法人京都学園の平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況に関する監査結果を、理事会及び評議員会に対して、以下のとおり報告します。

私たち監事は、理事会及び評議員会等の会議に出席して、業務に関する意思決定及び業務執行の状況を見守るとともに、事業報告書並びに財産目録及び貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書等の計算書類のほか、議事録・議案書、申請書等の関係文書を閲覧・点検して、理事その他の関係職員から説明・報告を求め、会計監査人（監査法人）と打合せ・協議し、説明を受けるなどにより、監査を行いました。

監査の結果、私たち監事は、学校法人京都学園の業務に関する意思決定及び業務の執行が適切であること、財産目録及び上記の計算書類は学園の経営状況及び財政状況を適正に表示していること並びにこの学園の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを確認しました。

以 上

監 査 報 告 書

令和元年 5 月 16 日

学校法人 永 守 学 園
評議員会議長 中 村 正 孝 様

学校法人 永 守 学 園

監 事 河井 昭夫 ㊟

監 事 松永 幸廣 ㊟

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項第 3 号並びに学校法人京都学園寄附行為第 17 条第 3 号及び学園監事監査等職務規則第 10 条の規定に基づいて、学校法人京都学園の平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況に関する監査結果を、理事会及び評議員会に対して、以下のとおり報告します。

私たち監事は、理事会及び評議員会等の会議に出席して、業務に関する意思決定及び業務執行の状況を見守るとともに、事業報告書並びに財産目録及び貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書等の計算書類のほか、議事録・議案書、申請書等の関係文書を閲覧・点検して、理事その他の関係職員から説明・報告を求め、会計監査人（監査法人）と打合せ・協議し、説明を受けるなどにより、監査を行いました。

監査の結果、私たち監事は、学校法人京都学園の業務に関する意思決定及び業務の執行が適切であること、財産目録及び上記の計算書類は学園の経営状況及び財政状況を適正に表示していること並びにこの学園の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを確認しました。

以 上